

## 宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年1月21日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日  
令和元年 12 月 27 日（宇治市監査委員公表第 15 号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 総務部 納税課  
監査期間 令和元年10月2日 ～11月20日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	督促手数料の滞納繰越分の調定時期に不備が見受けられた。	督促手数料の滞納繰越分は例年、一括して調定していましたが、今後以降は前前年度以前分と前年度分をそれぞれ適正な時期（4月及び6月）に調定ができるよう、現在その準備として区分して整理を行っています。
2	市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に支払われているが、平成28年度の前回定期監査において、当該資金の精算に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。	過年度還付金の前渡資金については毎月精算を基本に、より一層速やかな精算を行えるよう事務改善を行いました。